アルコール販売事業の手引き

- このパンフレットは、アルコール事業法の下でアルコールの販売事業を行おうとする方にアルコール事業法の概要、必要な手続等を理解していただくために作成したものです。
- 更に詳しくお知りになりたいことがありましたら、裏面に記載してありますお問い合わせ先にお尋ねください。 (なお、経済産業省ホームページ http://www.meti.go.jp/も御覧ください。)

令和5年10月1日 経済産業省

はじめに

平成13年4月1日から「アルコール事業法(平成12年法律第36号)」が施行されました。これにより、アルコールの製造、販売、輸入権を国が独占し、価格と需要の見通しに基づく供給量を国が一元的に決めてきたアルコール専売制度は廃止され、アルコールの製造、輸入、販売、使用について許可を受けることにより自由に行うことができることとなりました。

アルコール事業法の下においてアルコールの販売事業を行おうとする方におかれましては、この「アルコール販売事業の手引き」を御覧いただきまして、遵法精神に則ったアルコールの販売をお願い申し上げます。

目 次

Ι		-					-			-				_	-																																			
	1		ア	ル	-	_	ル	事	手	美	法	0)	目	É	钓														•													٠.	 •			 •			1
	2		ア	ル	⊐·	_	ル	事	手	美	法	:1	= ;	基	-	づ	i <	\	#	訓	扂	吏	0)	根	ቿ:	要	11/2				•	•				 •	•		٠.	•			 •	•	•	 •		•	1
П		許	可	申	請	等	の	手	-糸	売	き																	•		•																•				
	1		許	可	申	請	の	挸	월	H		•	•				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	٠	•	•	•	•	 •	•		•	•	•	٠.	 •	•	•	 •		;	_
	2		許																																														į	5
	3		廃.																																														(6
			亡																																														•	-
	5		ア	ル	-	_	ル	σ.) 厚	돈.	棄	夂	<u>π</u>	分	(カ	扂	畐	L	H															•								٠.						•	7
	6		必	要	な	行	為	σ,)糸	迷網	続	0)	申	ı	清														•																			•	
	7		事	業	ග :	承	継	σ,) [显出	出																																						-	7
	8		そ	の [.]	他		٠.	•				•		٠.			•				•				•	•		•		•	•	•		•	•	•	 •	•			•	•	٠.	 •		•	 •		8	3
Ш	Ι.	ア	ル	⊐·	— .	ル	容	器	ŧ(:	_ [貼	作	†.	ð	- ;	る	=	ラ	/	Ÿ	J	レ	0)	取	χ:	扨	٤I	۱	1	Ξ	_) (۱,	7	-										•			(9
IV	٠.	帳	簿	の	記	載											•																				 •		•		•						 	1	(0
V		定	期	報	告					•									•		•	•											•		•									 				. 1	1	5
<	添	付	資	料	>																																													
	資	料	1		ア.	ル	⊐	_	- J	レ	汳	į.	Ē:	事	1	業	F	þ	=	青	_	7	=	_	J	L	ア	7 ,	ル	,											•					• •			3	2
	参	考	1	ļ	販	売	事	業	[])首	の	手	Ę	続	Ē 7	き	_	_	5	恒	7	툿																								•			4	S
	参	考	2		申	請	及	U	阼	引	出	킡	計	様	÷ ;	式		(Ξ	È	t	ï	{		σ.))																						5	3

I. アルコール事業法の概要

1. アルコール事業法の目的

アルコール事業法は、アルコールが広く工業用に使用され、国民生活及び産業活動に不可欠であり、かつ、酒類と同一の特性を有していることにかんがみ、アルコールの酒類の原料への不正な使用の防止に配慮しつつ、アルコールの製造、輸入及び販売の事業の運営等を適正なものとすることにより、我が国のアルコール事業の健全な発展及びアルコールの安定的かつ円滑な供給の確保を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする法律です。

* 本法でいう「アルコール」とは、アルコール分(温度15度の時に原容量百分中に含有するエ チルアルコールの容量)が90度以上のアルコールをいいます。

2. アルコール事業法に基づく制度の概要

(1) 酒類原料への不正使用防止のための流通管理(許可制の採用)

本制度におきましては、アルコールが酒類の原料に不正に使用されることを防止しつつ 工業用に確実に供給されることを確保するため、**事業者等に対する許可制を採用**し、アルコールの製造、輸入、販売、使用について、許可を受けることにより一定の条件の下に自由に行うことができます。

また、許可制度にあわせて、**事業者からの定期的な報告による事後チェック**等によりアルコールの適正な流通体系を構築しております。

(2) 製造事業者及び輸入事業者による特定アルコールの販売

工業用であっても、事業者が新商品の開発等に使用する場合などその内容を明らかにしたくない場合や一単位あたりの使用数量がはっきりしない場合などに使用されるアルコールは、上記(1)の流通管理になじまないため、こういったケースに使用されるアルコールについては、特定アルコールをお使いいただくことになります。

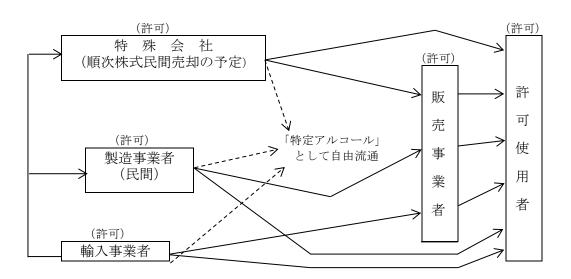
特定アルコールとは、製造事業者及び輸入事業者が**加算額(アルコールが酒類の原料に不正に使用されることを防止するために必要な額として経済産業省令で定めるところにより計算した額)を含む価格で譲渡**するものです。

この特定アルコールとして、製造事業者及び輸入事業者が譲渡したアルコールは、許可等の必要はなく、自由に販売、使用することが可能です。

(3) 緊急時におけるアルコールの安定供給確保のための措置

アルコールが幅広い分野に使用される基礎物資としての重要性にかんがみ、工場事故や 自然災害等によりアルコールの供給が大幅に不足すると見込まれるとき、**経済産業大臣は** 製造事業者、輸入事業者に対し、アルコールの製造・輸入予定数量の増加を図る等の措置 をとるべきことを勧告し、緊急時におけるアルコールの安定供給の確保を図ることとして おります。

アルコール事業法の流通スキーム図



流通の管理:許可・立入検査等による事前・事後チェック制 特定アルコール (加算額を含む価格で譲渡したもの) は自由流通

Ⅱ.許可申請等の手続き

1. 許可申請の提出

(1) 申請書類

アルコールの販売を業として行おうとする者は、**以下の書類を経済産業局長に提出して 許可を受ける必要**があります。

- ◇ 申請書: **アルコール販売事業許可申請書**(省令様式第29)
- 添付書類:
 - ・省令別表の上欄に掲げる設備の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類(例:アルコールの貯蔵設備等の構造図等)
 - ・営業所又は貯蔵所ごとの図面及び貯蔵設備その他の設備の配置図
 - ・所要資金の額及び調達方法を記載した書類
 - ・申請者*1が法第5条各号に該当しないことを誓約する書面
 - *1申請者が法人である場合は、その法人及びその法人の業務を行う役員を含む。また、申請者が未成年者である場合は、その法定代理人を含む。
 - ・住民票(申請者が個人である場合(個人番号(マイナンバー)の記載不要))
 - · 定款又は寄附行為(申請者が法人である場合)
 - ●登記事項証明書(注) (申請者が法人である場合)
 - ·最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書(申請者が法人である場合)
- (注) アルコール事業法関係法令に基づき申請等の際に添付を求めている**登記事項証明書については**、令和5年10月1日以降、法務省の登記情報システムから登記事項証明書を取得することとするため、**特に要請する場合を除き、添付は不要となりました。**

◇ 申請書類の提出先: 申請者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長

具体的な書類の作成方法等については、「資料 1 アルコール販売事業許可申請マニュアル(本手引き P 3 2 ~)」を参照してください。

(2) 許可の基準

許可申請の審査では、以下基準により許可の適否を判断します。

①「事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎」

具体的には、アルコールの安定的な供給の観点から、資金面において継続的な事業活動が可能かどうか。

②「アルコールの数量の管理のための措置」

具体的には、アルコールの販売数量、在庫数量、受払数量等を把握できる体制となっているか。

③「その他アルコールの適正な流通の確保に支障を及ぼすおそれがない」

具体的には、アルコールの販売に係る貯蔵所等が、立入検査を行う際に支障があるか等 判断されないか。

(3) 許可書の交付

許可を申請した後、経済産業局での審査を経て、許可を受けることとなった者については、申請をした経済産業局から、許可番号、許可年月日等が記された「アルコール販売事業許可書」を交付いたします。

○許可番号及び事業場に係る整理番号(事業場番号)の構成及び意味について

許可番号は7桁の番号で構成されます。頭から1桁目は事業種別を、2桁目は許可を行った経済産業局(許可経済局)を、3桁目以降の5桁は個人・法人を表す番号となっています。また、事業場に係る整理番号(事業場整理番号)には、末尾に事業場を表す番号2桁を付加しています。

(事業種別 : 1使用、2販売、3製造、4輸入)

(許可経済局:1北海道、2東北、3関東、4中部、5近畿、6中国、7四国、8九州、9沖縄)

(4) 許可の条件

- ① 製造事業、輸入事業、販売事業及び使用に係る許可及び承認を行うに当たって、条件を付さないと事後チェックの実効性が保たれず、アルコールの適正な流通の確保に支障をきたすおそれが生ずるような場合には、経済産業局長は当該許可及び承認に対して条件を付し、これを変更することができることとなっています。
- ② 条件に違反した場合には、許可の取り消しや、30万円以下の罰金が科されることがありますので、アルコールの販売等にあたっては、アルコール販売事業許可書に付された条件を確認し、遵守してください。
- ③ 条件として付すべき事項は、個々の具体的なケースにおいて異なりますが、以下にその主な ものを示します。

【アルコールの廃棄(処分)の届出】

アルコール (特定アルコールを除く。) を廃棄 (処分) しようとするときは、あらかじめ廃棄しようとする貯蔵所の所在地を管轄する経済産業局長にアルコール廃棄処分届出書を届け出るとともに、経済産業局職員の立ち会いの下で行うこと。

【特定アルコールとの区分蔵置】

特定アルコールを所持するときは、アルコール(特定アルコールを除く。)とは別に蔵置すること。ただし、法第25条において準用する法第9条第1項の規定に準じて当該特定アルコールの数量の管理を行うときは、区分蔵置の必要はない。

【輸出の取り扱い】

アルコールを輸出したときは、当該輸出に関する書類を輸出した日から5年間保存すること。

(5) 登録免許税の納付・納付書の提出

販売許可事業者は、許可日から1ヶ月以内に納付した登録免許税(9万円)の領収証書 (正本)を経済産業局に提出してください。(本手引きP35参照)

◇ 届出書:登録免許税納付届

◇ 添付書類:登録免許税納付届の裏面に領収証書を貼付

◇ 提出先:主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長

(6) アルコールの譲渡先

販売事業者は、製造事業者、販売事業者、許可使用者及び承認試験研究製造者以外の者 にアルコールを譲渡することは出来ません。

したがって、新たな買受先に譲渡する場合等は、当該買受先がこれらの者であるかどう かを確認して行ってください。

(確認の具体的な方法は、各経済産業局に備える事業者名簿を閲覧するか、または、経済産業省ホームページ (http://www.meti.go.jp/) を御覧ください。

また、仮に名簿に記載されていない場合であっても、承認試験研究製造者に対しては譲渡可能ですので、留意してください。)

注:特定アルコールとアルコール(特定アルコールを除く。)の両方を取り扱う場合等において、アルコール(特定アルコールを除く。)を流用して、特定アルコールとして譲渡した場合には、アルコール(特定アルコールを除く。)の横流しとみなされ、納付金や罰則を受けることがありますので、御注意ください。

2. 許可事項の変更

販売事業者が許可を受けて事業を開始した後、提出している許可申請書に記載した事項に変 更がある場合には、**次のとおり許可を受ける又は届出を行う必要**があります。

(1) 許可事項の変更の許可

提出している許可申請書に記載した事項のうち、**貯蔵所ごとの貯蔵設備の能力**を変更しようとするときは、**実際に変更をする前に、経済産業局長の許可を受ける必要**があります。

- ◇ 申請書: アルコール販売事業許可事項変更許可申請書(様式第39)
- ◇ 添付書類:
 - ・省令別表の上欄に掲げる設備の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類(例:アルコール 貯蔵設備等の構造図等)
 - ・営業所又は貯蔵所ごとの図面及び貯蔵設備その他の設備の配置図

◇ 申請書類の提出先: **主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長**

(2) 許可事項の変更の届出

提出している許可申請書に記載した事項のうち、以下の①から⑧の事項を変更する場合には、**経済産業局長に届出を行う必要**があります。なお、①、②、③、④、⑦、⑧の変更の場合は、**実際に変更した後遅滞なく**、また、⑤、⑥の変更の場合は、**実際に変更する前に届出を行う必要**があります。

- ①商号、名称又は氏名及び住所
- ②代表者の氏名及び住所(申請者が法人の場合)
- ③法定代理人(当該事業に関し代理権を有する者に限る。)の氏名、商号又は名称及び住所 (申請者が未成年者の場合)
- ④③の法定代理人が法人である場合の代表者の氏名及び住所
- ⑤主たる事務所の所在地並びに営業所及び貯蔵所の所在地
- ⑥事業開始の予定年月日
- ⑦現に営んでいる他の事業の種類
- ⑧貯蔵設備の構造、計測機器及び移送配管(貯蔵所ごとのアルコールの貯蔵能力の変更を伴なわないものに限る。)
- ◇ 届出書: **アルコール販売事業許可事項変更届出書**(様式第40)
- ◇ 添付書類:
 - イ. 個人であって、上記①、③、④の変更の場合 ···· **住民票(個人番号(マイナンバ 一)の記載不要)**
 - ロ. 法人であって、上記①、②の変更の場合 **法人の登記事項証明書(注)**
 - ハ. 上記®の変更の場合
 - ・・・・ **省令別表の上欄に掲げる設備の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類**(例:ア ルコール貯蔵設備等の構造図等)
- (注) アルコール事業法関係法令に基づき申請等の際に添付を求めている**登記事項証明書については**、令和5年10月1日以降、法務省の登記情報システムから登記事項証明書を取得することとするため、**特に要請する場合を除き、添付は不要となりました。**
- ◇ 届出書類の提出先: **主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長**

具体的な書類の作成方法等については、「資料 1 アルコール販売事業許可申請マニュアル(本手引き P 3 2 ~)」を参照してください。

3. 廃止の届出

アルコールの販売事業を廃止したときは、遅滞なく、経済産業局長に届け出てください。

◇ 届出書: **アルコール販売事業廃止届出書**(省令様式第42)

◇ 添付書類:

- ・廃止した日までにおけるアルコール販売業務報告書(省令様式第32)
- ・廃止した日までにおけるアルコール譲受一覧表(省令様式第33)
- ・廃止した日までにおけるアルコール譲渡一覧表(省令様式第34)
- ◇ 届出書の提出先: **主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長**

4. 亡失等の報告

販売事業者は、業務に係るアルコールを亡失し、又は盗み取られたときは、**直ちに、その 旨を経済産業局長に報告し、その検査を受ける必要**があります。

- ◇ 報告書: 亡失(盗難)報告書(省令様式第41)
- ◇ 報告書の提出先: **亡失し、又は盗み取られた場所を管轄する経済産業局長**

5. アルコールの廃棄処分の届出

許可の条件として付される事項の一つで、アルコール(特定アルコールを除く。)を廃棄 処分しようとするときは、あらかじめ「アルコール廃棄処分届出書」の提出とともに、経済 産業局職員立会いのもとで行うこととなります。

- ◇ 届出書:アルコール廃棄処分届出書
- ◇ 提出先:廃棄をしようとする営業所又は貯蔵所の所在地を管轄する経済産業局長

6. 必要な行為の継続の申請

事業の相続があった際に相続人が欠格条項(法第5条各号)に該当した場合、事業を廃止した場合又は事業の許可が取り消された場合において、貯蔵所にアルコールが現存するときは、当該相続人、廃止した事業の許可を受けていた者又は取り消された許可を受けていた者は、経済産業局長へ申請を行うことにより、指定された期間について、引き続きそのアルコールの譲渡を継続することが可能です。

- ◇ 申請書: アルコール譲渡継続申請書(省令様式第31)
- ◇ 添付書類: **戸籍謄本**(事業の相続があった際の相続人が欠格条項(法第5条各号)に 該当した場合のみ)
- ◇ 申請書類の提出先: **主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長**

7. 事業の承継の届出

事業の全部譲渡、相続、合併又は分割(事業の全部を承継させるものに限る。)があったときは、許可を受けて行っているアルコールの販売事業については、事業の全部譲渡を受けた者、相続人(複数の相続人の全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、当該選定された者)、合併後存続する法人若しくは合併後設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人が許可の欠格条項(法第5条各号)に該当しない限り、自動的にその事業を承継することになります。

事業を承継した場合には、遅滞なく、経済産業局長に届出を行う必要があります。

- ◇ 届出書: アルコール販売事業承継届出書(様式第35)
- ◇ 添付書類:
 - ・承継者が許可の欠格条項(法第5条各号)のいずれにも該当しないことを誓約する書面
 - ○事業の全部譲渡により承継した場合には、以下の書類も提出してください。
 - ・アルコール販売事業譲渡証明書(様式第36)
 - ○相続により承継した場合には、以下の書類も提出してください。
 - イ. 2人以上の相続人の全員の同意により選定された者である場合
 - ・アルコール販売事業者選定証明書 (様式第37)
 - ・戸籍謄本
 - ロ. イ以外の相続人である場合
 - ・アルコール販売事業者相続証明書(様式第38)
 - ・戸籍謄本
 - ○合併により承継した法人である場合には、以下の書類も提出してください。
 - ・法人の登記事項証明書(注)
 - ○分割により事業の全部を承継した法人である場合には、以下の書類も提出してください。
 - ・法人の登記事項証明書(注)
 - ・アルコール販売事業承継証明書(様式第38の2)
- (注) アルコール事業法関係法令に基づき申請等の際に添付を求めている**登記事項証明書については**、令和5年10月1日以降、法務省の登記情報システムから登記事項証明書を取得することとするため、**特に要請する場合を除き、添付は不要となりました。**
- ◇ 届出書類の提出先: 主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長

8. その他

(1) アルコールの希釈の制限(法第35条)

販売事業者は、以下の場合を除き、アルコール(特定アルコールを除く。)を薄めてアルコール分を90度未満にすることはできません。

- ① アルコールの品質を検査するために薄める場合
- ② アルコールを廃棄するために薄める場合
- (2) 納付金制度(法第36条)

アルコール市場の流通秩序の維持・確保を図る観点から、以下の場合には、罰則に加え、 【】内の者に納付金の支払いが命じられますので御注意ください。

納付金として徴収する額については、社会的公正の確保、違反行為の抑止の実効性確保の 観点から、特定アルコールの価格の中に上乗せされる「加算額」に当該譲渡又は使用した数 量を乗じて得た額に相当する額とされています。

- ① 製造事業者、他の販売事業者、許可使用者及び承認試験研究製造者以外の者にアルコールを譲渡した場合 【譲渡した販売事業者】
- ② アルコールを使用した場合 【使用した販売事業者】
- ※ アルコールを輸出した販売事業者については、当該輸出されたアルコールの数量について納

付金は課せられません。

なお、納付金の対象となるアルコールには、自由流通が認められている特定アルコールは含まれません。

Ⅲ. アルコール容器に貼付するラベルの取扱いについて

アルコールを専用容器で譲渡する際にはアルコールの適正な流通管理の観点から、容器にラベルを貼付し必要な情報を必ず表示してください。

【ラベルに記載する情報】

- (1) 適正な流通管理の観点から必要な情報
 - ① アルコール事業法適用
 - ② 「特定」または「一般」
 - ③ アルコール度数及び数量
 - ④ 「発酵」または「合成」
 - ⑤ 合成アルコールについては「飲用不可」「飲用に適さない」等の表示
 - ⑥ 「事業者名」「住所」「電話番号」

(2) その他関係法令等に基づく表示

アルコールまたは混入する化学物質の中には、関係法令等で正確な情報伝達を行うことにより、人の安全・健康を確保し、環境の保護を目的とした法律等の対象物質に指定等されている場合があります。したがって、アルコールの適正な流通管理に必要な情報とともに、ラベル等への情報の記載が必要な場合がありますので、関係法令を所管する各省庁等にご確認ください。

Ⅳ. 帳簿の記載

1. 記帳の義務

- (1) 許可を受けてアルコールの販売事業を行う者にあっては、主たる事務所、営業所又は貯蔵所ごとに帳簿(法定帳簿)を備え、アルコールの移出及び移入に係る数量、年月日、引き渡し又は受け取りの相手方等に関する事項をその事実に基づいて、アルコールの度数及び発酵・合成の別ごとに記載することが義務づけられています。また、この法定帳簿は記載の日から5年間保存することとなっています。
- (2) 帳簿の様式等は特に定めがないので、記帳すべき事項が充足されていれば、自社の既存の 帳簿等を活用していただいて結構です。

2. 記帳すべき事項

(1) 移出、移入に関すること

ここでいう移出とは、一定の場所からアルコールを搬出する行為であり、移入とは一定の場所へ搬入する行為のことです。アルコール事業法における法定帳簿では、アルコールの物流に着目し、実際の物理的な移動を整理するものであるので、アルコールの売買(取引)に伴う搬入・搬出のほか、自社の他の貯蔵所との間での回送に伴う搬入・搬出も当該移出・移入に含まれます。

したがって、自社の貯蔵設備でアルコールの搬入又は搬出を行った場合には、その行為が 販売のためであれ、回送のためであれ、当該貯蔵所に備える帳簿に、年月日、数量及び引き 渡し又は受け取りの相手方(氏名又は名称及び許可番号)を記載することとなります。

他方、アルコールの売買(取引)を行う場合でも、当該アルコールの売買に際して、物理的なアルコールの搬入・搬出には関わらず、**書面等による発注・受注のみを行う場合にあっては、法定帳簿への記帳は必要ありません**。

販売事業者がアルコールの搬出入に関わったかどうかは、輸送を受け持ったかどうかによるところであり、販売事業者がアルコールの輸送を自ら行う場合(アルコールの取引とは一切関係なく、運搬業務のみを委託する場合を含む。)に当該アルコールの搬出入に関わったものと解されます。

(2) 欠減、亡失、盗難等に関すること

欠減、亡失、盗難、廃棄又は収去があった時には、その事実に基づいて、**事項、年月日、 数量等を記載**してください。

- 注1. 亡失、盗難の場合には、直ちに、亡失し、又は盗み取られた場所を管轄する 経済産業局長あて報告書を提出する必要があります。
 - 2. 廃棄の場合には、事前に廃棄しようとする貯蔵所の所在地を管轄する経済産業局長あてに届出書を提出する必要があります。
 - 3. 収去とは、法第40条第2項の規定に基づく立入検査において、経済産業局の職員が、 分析を行うために必要な試料を、収去証と引き換えに無償で提供を受けることをいいます。

(3) 在庫に関すること

上記(1)から(2)までの事項によって、アルコールの在庫に変動があった場合には、 その日ごとにアルコール在庫数量を記載してください。

〇アルコール事業法施行規則 一抜粋一

(帳簿の記載事項等)

- 第二十八条 法第二十五条において準用する法第九条第一項に規定する帳簿に記載すべき事項は、貯蔵所ごと(第二号に掲げる事項及び第四号から第六号までに掲げる事項であって貯蔵所に係るもの以外のものについては、主たる事務所又は営業所)に次に掲げるものとする。
 - 一 移入したアルコールの度数及び発酵アルコール又は合成アルコールの別ごとに、その数量、移入した年月日、引渡人の 氏名又は名称及び許可番号(当該許可に係る販売事業者の貯蔵所から移入した場合においては、引渡人の氏名又は名称及 び許可番号に代えて当該貯蔵所の名称)
 - 二 当該許可に係る販売事業者の貯蔵所を経由しないで製造事業者等の製造場、貯蔵所又は使用施設に移出したアルコール の度数及び発酵アルコール又は合成アルコールの別ごとに、その数量、移出した年月日、受取人の氏名又は名称及び許可 番号並びに移出先の名称
 - 三 移出したアルコールの度数及び発酵アルコール又は合成アルコールの別ごとに、その数量、移出した年月日、受取人の 氏名又は名称及び許可番号並びに移出先の名称(当該許可に係る販売事業者の貯蔵所に移出した場合又は輸出するために 移出した場合においては、受取人の氏名又は名称及び許可番号並びに移出先の名称に代えて当該貯蔵所の名称又は積出 地)
 - 四 アルコールを亡失し、又は盗み取られたときは、これらに関する事項
 - 五 法第四十条第二項の規定によりアルコールを収去されたときは、これらに関する事項
 - 六 アルコールの欠減その他アルコールの数量の管理の観点から参考となる事項
- 2 販売事業者は、前項に掲げる事項を記載した帳簿を貯蔵所又は主たる事務所若しくは営業所ごとに備え、同項に掲げる事項が記載可能となった後、遅滞なく、その帳簿に記載しなければならない。また、当該帳簿は、記載の日から五年間保存しなければならない。

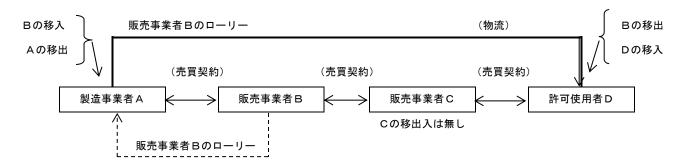
3. 記載にあたっての注意事項

【アルコールの譲渡及び譲渡の際の引き渡しの相手方について】

- (1) 具体例を示せば、下図のようなアルコールの流通である場合、販売事業者Bはタンクローリーを手当して、製造事業者Aの製造場又は貯蔵所にアルコールを取りに行き、自社の貯蔵所を経由せず、直接許可使用者Dの使用施設内に輸送しています。このため、販売事業者Bはこのアルコール流通の移出入に関わったものと解されます。一方、販売事業者Cは許可使用者Dからの注文を受けて販売事業者Bに取り次いだだけであるので、このアルコール流通の移出入には関わっていないものと観念されます。
- (2) このため、アルコールの輸送を受け持った販売事業者Bは、この移出入の事実を貯蔵所又は営業所に備える帳簿に記載することとなりますが、このケースの場合には、製造事業者Aの製造場又は貯蔵所内でタンクローリー内にアルコールを充填した時をもってアルコールの管理主体が製造事業者Aから販売事業者Bへ移行することから、販売事業者Bはこの時をもって製造事業者Aからアルコールを移入したものと解します。

また、逆に販売事業者Bが許可使用者Dの使用施設内でアルコールを貯蔵設備内に充填した時をもって販売事業者Bは許可使用者Dにアルコールを移出したものと解して帳簿の整理

を行うものとします。



- (3) なお、アルコールの売買(取引)形態が上図のとおりであっても、製造事業者A又は許可使用者Dがアルコールの輸送を受け持った場合には、販売事業者B、販売事業者Cの双方とも、このアルコール流通の移出入には関わっていないものと観念され、法定帳簿への記帳は要さない者となるので注意されたい。
 - 注: (1) ~ (3) による具体例において、許可使用者Dは法定帳簿にアルコールの引渡人の名称等を記載する必要があることから、許可使用者Dの取引先である販売事業者Cは、誰が搬入したかを確認できるように「販売事業者Bが搬入」する旨の連絡等を行う必要がある。(連絡方法としては、例えば、販売事業者Cの納品書に「搬入者:販売事業者B」等を記載して許可使用者Dに連絡する。)

よって、販売事業者が許可使用者等から注文を受け、自らアルコールの搬入を行わない場合は、許可使用者等に配送する販売事業者の名称を連絡することが必要となる。配送を受ける許可使用者等においても引渡人(移入者)が誰かを確認する必要がある。

【欠減と亡失の整理】

- (1) アルコールの高い揮発性に起因した貯蔵中の蒸発、小分け時の液だれや、計量誤差等によって生じる滅失・喪失については、棚卸しなどの際に「欠減」として整理してください。
- (2) 事故・災害等の要因でアルコールを滅失した場合には、「亡失」として整理するとともに、経済産業局への報告(亡失等の報告)が必要になります。

○亡失の事例

- ・アルコール貯槽又は配管の破損による流出
- ・ドラム缶又はタンクローリーの横転による流出
- ・火災等の事故によるアルコールの焼失
- ・アルコールの紛失(盗難として判断しかねる場合)

注 意

- ①アルコール事業法下におけるアルコールの流通管理は、発酵・合成の別及び度数によってのみ区分して行われることとなります。(政府によるアルコールの品質規格や変性基準は存在しない。)このため、アルコール度数欄の記載は、実際に使用するアルコールの度数を正しく記載してもらう必要があります。
- ②したがって、**変性剤等他の物質を混入したアルコールを販売する場合**には、販売するアルコールの度数は、当該物質が混入された後のアルコールの度数を記載することとなります。
- ※ この場合の販売事業者による他の物質の混入は、販売事業者が任意に行う「度数替え」の行為(アルコール分が90度を割り込んだ場合は希釈の制限に抵触することに注意。)であり、当該混入後のアルコールは、販売事業者が独自に品質を調整した商品(取り揃え)となります。
 - また、当該混入時に度数が変わらない場合は、当該混入行為による増加分を「その他増」として管理することになります。
- ③一方、許可使用者がアルコール使用の手引きP51(3)に記載の**主な有効成分がアルコールである商品**(食品防腐用製剤、調理器具除菌剤、機械器具洗浄剤、混合溶剤、液体燃料等)を製造する場合には、変性剤を当該製品の原料として用いることを許可の基準としています。このような許可使用者には、無変性のアルコールを販売する必要があります。
- ※ 許可使用者は、主な有効成分がアルコールである商品を製造する場合において、許可使用者が自らの製造行為で行うべき変性行為を行わず、販売事業者から②の変性アルコールの供給を受けた場合、販売事業者の変性行為は、本来許可使用者が行うべき「アルコール使用工程」の一部を代行する行為となり、法第28条第3号の規定(その他アルコールの適正な流通の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。)に適合していないことになります。このようなケースにおいては、許可使用者は、自らの製造行為の一部として変性行為を行う必要があるため、変性アルコールの購入が出来ないことを販売事業者においてもご注意ください。(許可使用者のアルコール使用方法を知っていたにもかかわらず、変性アルコールを譲渡した場合、販売事業者の変性アルコールの譲渡行為もアルコールの適切な流通管理に支障を及ぼすものと見なされることもあります。)

4. 帳簿のイメージ(販売事業者の法定帳簿のイメージ)

アルコール事業法上、帳簿の様式は特に定めがないので、記載すべき事項が充足されていれば、自社の既存の帳簿(会計帳簿等)を活用して、省令に定める事項をその帳簿に付記する等の方法でも差し支えありません。 この「法定帳簿のイメージ」は、より深く理解していただくために架空のアルコール使用例を記載しています。記載されている事項、数量等は特段意味あるものではありません。

アルコール受払簿(仮称)

度数:95度 種類:発酵

さいたま支店(貯蔵所)

年月日	受 7	(増)		払 出	(減)		在庫数量	備考
1 21 H	摘	要	数 量 (リットル)	摘 要		数 量 (リットル)	(リットル)	uny
前年度繰越				事業場整理番号			124,000	前月からの繰り越し在庫
20XX. 3. 5	工業用アルコール株式会社	£ 2-3-00002	500,000				114,000	
20XX. 3.5				経済産業株式会社 関東工場	1-3-99999-01	100,000	14,000	
20XX. 3.10	静岡事務所		20,000				34,000	移入
20XX. 3.13				雑払		1	33,999	静岡事務所から移入したアルコールの品質検査に使用
20XX. 3.15	工業用アルコール株式会社	£ 2-3-00002	10,000				43,999	
20XX. 3.20	アルコール製造株式会社	3-3-00001	100,000				143,999	
				株式会社 H 製薬 千葉工場	1-3-99981-02	10,000	133,999	
20XX. 3.23				D 薬品株式会社 埼玉工場	1-3-99982-04	100,000	33,999	
	許可番	}		株式会社 L 食品 東京工場	1-3-99983-01	1,000	32,999	アルコールの品質検査に使用
		47		株式会社 H 製薬 前橋工場	1-3-99981-03	10,000	22,999	タンク実尺による数量減
20XX. 3.25	アルコール製造株式会社	3-3-00001	50,000				72,999	
20XX. 3.30	工業用アルコール株式会社	£ 2-3-00002	10,000				82,999	
20XX. 3.31				欠減		499	82,500	タンク実尺による数量減
3月計	***************************************		200,000			221,500	82,500	
累計			1,810,420			1,727,0	82,500	

注音車佰

- 1. この帳簿は、アルコールの種類別、度数別に別葉とする。
- 2. 亡失、盗難、収去又は欠減があった場合は、その他増減欄に数量、備考欄にその事由を記載すること。

Ⅴ. 定期報告

1. 販売業務報告書

(1) 許可を受けてアルコールの販売事業を行う者にあっては、**毎年1回、5月末日まで**に、前年度におけるアルコールの譲受け数量、譲渡数量等を記載した報告書を、**経済産業局長に** 提出することが義務づけられています。

(アルコール事業法施行規則第29条)

◇報告書: **アルコール販売業務報告書**(省令様式第32)

◇添付書類: **アルコール譲受け一覧表** (省令様式第33)

アルコール譲渡一覧表(省令様式第34)

◇報告書の提出先: **主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長**

(2) この報告書は、販売事業者としての1年間(4月1日~3月31日)の業務の内容を書面 に取りまとめて提出するものであり、**販売事業者の全てにその提出が求められています**。こ のため、仮に、前年度にアルコールの買い受けや売り渡しの実績がない場合でも報告書の提 出が必要です。

(前年度にアルコールの買い受けや売り渡しの実績がなく、かつ保有しているアルコールがない場合でも、アルコール販売業務報告書(表紙)を提出する必要があります。)

(3) また、アルコールの流通について、**法定帳簿ではアルコールの物流に着目し、実際の物理的な移動(搬入、搬出)を整理する**こととしているのに対し、**報告書では、基本的にアルコールの商流に着目し、受発注・売買契約等に基づくアルコールの取引(譲渡、譲受)を整理する**ものとなっていますので御注意ください。

2. 販売業務報告書の記載事項について

以下の事項について、**主たる事務所、営業所又は貯蔵所別、アルコールの発酵・合成の別及び度数別に記載し**、提出することとなります。

【前年度からの繰越】

前年度における「前年度からの繰越」であるので、昨年の4月1日に、その前年度から繰り 越したアルコールの数量を記載してください。

【増】

当該欄は前年度におけるアルコールの増加を要因別に記載してください。具体的な要因(摘要)別の記載事項等は以下のとおりです。

増加コード

	コー	ド	サブコード	
1	譲	受	なし	
2	移	入	事業場整理番号(2桁)を記載	
5	雑	受	1 計量誤差増	
			8 度数替え	
			9 その他増	

<1 譲 受>

譲受とは、商流(契約等)上の取引に伴いアルコールを他人から譲り受けることをいい(必ずしも物流上のアルコールの移動と一致するとは限りません。)、当該取引に対する報酬又は対価の有無は問いません。(有償の場合、無償の場合の両方を含みます。)したがって、販売事業者たる親会社等から無償でアルコールを支給される場合でも、「譲受」として整理してください。

記載事項:コード番号、事項、及び1年間に譲り受けたアルコールの数量

<2 移 入>

ここでいう移入とは、自社の他の貯蔵所等からの移送受け入れをいいます。

※ 法定帳簿上の「移入」とは異なりますので注意してください。

記載事項:コード番号、移入元である自社の貯蔵所等の事業場整理番号(下2桁をサブコード欄に記入)、事項、移入元である自社の貯蔵所等の名称、及び1年間に移入したアルコールの数量

く5 雑 受>

ここでいう雑受とは、譲受、移入以外でのアルコールの増加及び度数替えによる増加をいいます。計量誤差等によって帳簿在庫より実在庫の方が多い状態に至ったときには、サブコード1「計量誤差増」として、当該アルコールより度数が高いアルコールからの希釈・変性等により当該度数のアルコール数量が増加した場合には、サブコード8「度数替え」として整理してください。また、それ以外の要因によりアルコールが増加した場合にはサブコード9「その他」として整理してください。

記載事項:

- **1 計量誤差増** コード番号、サブコード番号、事項、及び1年間に増加したアルコールの数量
- **8 度数替え** コード番号、サブコード番号、事項、度数替え前のアルコールの度数(「○○度から度数替え」等)、及び度数替え後のアルコールの数量
- 9 **その他増** コード番号、サブコード番号、事項、及び具体的要因、並びに増加した アルコールの数量

注:度数替えは、**アルコールの度数が90度以上の範囲内において**アルコールを**希釈する**行為に限られます。アルコールを90度未満に希釈した場合は「使用」に当たり、アルコールを 濃縮して度数を高くする行為は「製造」に当たりますので、両方とも販売事業者は行うことができません。

【減】

当該欄は前年度におけるアルコールの減少を要因別に記載してください。具体的な要因(摘要)別の記載事項等は以下のとおりです。

減少コード

-	_								
		コー	ド			サフ	ブコート		
	7	譲	渡	1	許可事	業者			
				2	輸出				
	8	移	出	事業	場整理	番号	(2桁)	を記載	
	9	雑	払	1	欠 減				
				2	亡 失				
				3	盗 難				
				4	廃 棄				
				5	収 去				
				8	度数替	え			
				9	その他				

< 7 譲渡>

譲渡とは、譲受と反対で商流(契約等)上の取引に伴いアルコールを他人へ譲り渡すことをいい(必ずしも物流上のアルコールの移動と一致するとは限りません。)、当該取引に対する報酬又は対価の有無は問いません。(有償の場合、無償の場合の両方を含みます。)したがって、販売事業者たる親会社等が無償で子会社等にアルコールを支給する場合でも、「譲渡」として整理してください。

記載事項:コード番号、サブコード番号、事項、及び譲渡したアルコールの数量

<8 移 出>

ここでいう移出とは、自社の他の貯蔵所等への移送払い出しをいいます。

※ 法定帳簿上の「移出」とは異なりますので注意してください。

記載事項:コード番号、移出先である自社の貯蔵所等の事業場整理番号(下2桁をサブコード欄に記入)、事項及び、移出先である自社の貯蔵所等の名称、並びに1年間に移出したアルコールの数量

< 9 雑 払>

ここでいう雑払とは、譲渡及び移出以外でのアルコールの減少をいい、欠減、亡失、盗難、

廃棄、収去等を整理します。

それぞれ、その事実に基づいて、下記に定められた記載事項を記載してください。それぞれの用語の定義は、以下のとおりです。

欠 減:蒸発、液だれ、計量誤差等によって生ずる滅失・喪失等

亡 失:事故によるアルコールの流出及びアルコールの紛失(盗難として判断しかねる場合に限る。)等(**直ちに、亡失した場所を管轄する経済産業局へ報告が必要**)

盗 難:アルコールの盗難の場合(直ちに、盗み取られた場所を管轄する経済産業局へ報告が必要)

廃 棄:アルコールを廃棄した場合(許可の条件により、事前に廃棄しようとする貯蔵所 の所在地を管轄する経済産業局へ届出が必要)

収 去:法第40条第2項の規定に基づく立入検査において、経済産業局の職員に対し、 分析を行うために必要な試料を、収去証と引き替えとして無償で提供した場合

度数替え: 当該度数のアルコールを希釈・変性し、度数が変わった場合(希釈後のアルコール(90度以上)は、希釈後の度数による報告書に記載します。)

記載事項:

- **1 欠 減** コード番号、サブコード番号、事項、1年間に減少したアルコールの数量、 及び欠減の主要因(貯蔵欠減、作業欠減、計量誤差等)
- 2 **亡 失** コード番号、サブコード番号、事項、亡失したアルコールの数量、及び経済産業局への報告年月日
- 3 盗 難 コード番号、サブコード番号、事項、盗み取られたアルコールの数量、及び経済産業局への報告年月日
- 4 廃棄 コード番号、サブコード番号、事項、廃棄したアルコールの数量、及び経済産業局への届出年月日
- **5 収 去** コード番号、サブコード番号、事項、収去されたアルコールの数量、及び 収去証番号
- 8 度数替え コード番号、サブコード番号、事項、度数替えしたアルコールの数量、 及び度数替え後のアルコールの度数(○○度へ度数替え)
- 9 **その他** コード番号、サブコード番号、事項、減少したアルコールの数量、及び 具体的要因

【翌年度へ繰越】

前年度における「翌年度へ繰越」であるので、当該年度4月1日に前年度から繰り越したア ルコールの数量を記載してください。

3. アルコール譲受け一覧表の記載事項について

以下の事項について、**主たる事務所、営業所又は貯蔵所別、**アルコールの**発酵・合成の別**及 び**度数別**に記載、提出することとなります。だだし、特定アルコールを除く。

【引渡人の氏名又は名称】

譲り受けたアルコールに係る引渡人(譲渡人)の氏名又は名称を記載してください。

【許可番号】

譲り受けたアルコールに係る引渡人(譲渡人)の許可番号を記載してください。

【譲受け数量】

譲り受けた数量(容量)を単位はリットルで記載してください。 (小数点以下第3位まで記入可ですが、cc、デシリットル、m3 等の容量単位は不可)

(注) アルコールの譲受けの相手方である引渡人(譲渡人) について、アルコールの流通の方法によっては、帳簿に記載の引渡人とは異なる者(売買取引の相手方)を記載することとなるので御注意ください。(詳しくは、「IV. 帳簿の記載 2. 記帳すべき事項」を御覧ください)

4. アルコール譲渡一覧表の記載事項について

以下の事項について、**主たる事務所、営業所又は貯蔵所別、アルコールの発酵・合成の別及び度数別に記載し**、提出することとなります。だだし、特定アルコールを除く。

【受取人の氏名又は名称及び移出先の名称】

譲渡したアルコールに係る受取人(譲受人)の氏名又は名称及び移出先の名称を記載してください。

【許可番号】

譲渡したアルコールに係る受取人(譲受人)の許可番号を**事業場整理番号まで**記載してください。

【譲渡数量】

譲渡した数量(容量)を単位はリットルで記載してください。 (小数点以下第3位まで記入可ですが、cc、デシリットル、m3 等の容量単位は不可)

(注) アルコールの譲渡の相手方である受取人(譲受け人) について、アルコールの流通の方法によっては、帳簿に記載の受取人とは異なる者 (売買取引の相手方) を記載することとなるので御注意ください。(詳しくは、「IV. 帳簿の記載 2. 記載すべき事項」を御覧ください)

〇アルコール事業法施行規則 -抜粋-

(定期の報告)

- 第二十九条 法第二十五条において準用する法第九条第二項の報告は、毎年五月末日までに、様式第三十二による報告書に、 年度におけるアルコールの譲受けの実績を記載した様式第三十三による一覧表及びアルコールの譲渡の実績を記載した様式 第三十四による一覧表を添えて、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に提出してしなければならない。
- 2 法第二十五条において準用する法第九条第二項の経済産業省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。
 - 一 前年度から繰り越したアルコールの、度数及び発酵アルコール又は合成アルコールの別ごとの数量
 - 二 譲り受けたアルコールの、度数及び発酵アルコール又は合成アルコールの別ごとの数量
 - 三 製造事業者等に譲渡したアルコールの、度数及び発酵アルコール又は合成アルコールの別ごとの数量
 - 四 当該許可に係る販売事業者の貯蔵所から移入したアルコールの度数及び発酵アルコール又は合成アルコールの別ごと に、その数量及び当該貯蔵所の名称
 - 五 当該許可に係る販売事業者の貯蔵所に移出したアルコールの度数及び発酵アルコール又は合成アルコールの別ごとに、 その数量及び当該貯蔵所の名称
 - 六 輸出したアルコールの、度数及び発酵アルコール又は合成アルコールの別ごとの数量
 - 七 翌年度に繰り越したアルコールの、度数及び発酵アルコール又は合成アルコールの別ごとの数量
- 八 アルコールを亡失し、又は盗み取られたときは、これらに関する事項
- 九 法第四十条第二項の規定によりアルコールを収去されたときは、これに関する事項
- 十 アルコールの欠減その他アルコールの数量の管理の観点から参考となる事項

5. アルコール販売業務報告書、アルコール譲受け一覧表及びアルコール譲渡一覧表の記載例

(報告書の記載イメージですので、法人名、数量等は架空のものです。)

報告書の提出日を記載

<アルコール販売業務報告書(表紙)>

様式第32 (第29条第1項関係)

関東経済産業局長 殿

2 0 **1 9** 年 **0 5** 月 **0 3** 日

(郵便番号 100-8901)

報告者 住所 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

電話番号 03 (3501) 1511

商号、名称又は氏名

経済販売株式会社

(許可番号 2 - 3 - 9 9 9 8 9)

法人の代表者の住所及び氏名

埼玉県さいたま市上落合2-11 代表取締役社長 経済 花子

法定代理人の住所及び氏名、 商号又は名称

アルコール販売業務報告書

アルコール事業法第25条において準用する同法第9条第2項の規定により、次のとおり報告します。

2018年度アルコール受払

1 東京本店 95度発酵

2 東京本店 99度発酵

3 さいたま支店 94度発酵

4 さいたま支店 95度発酵

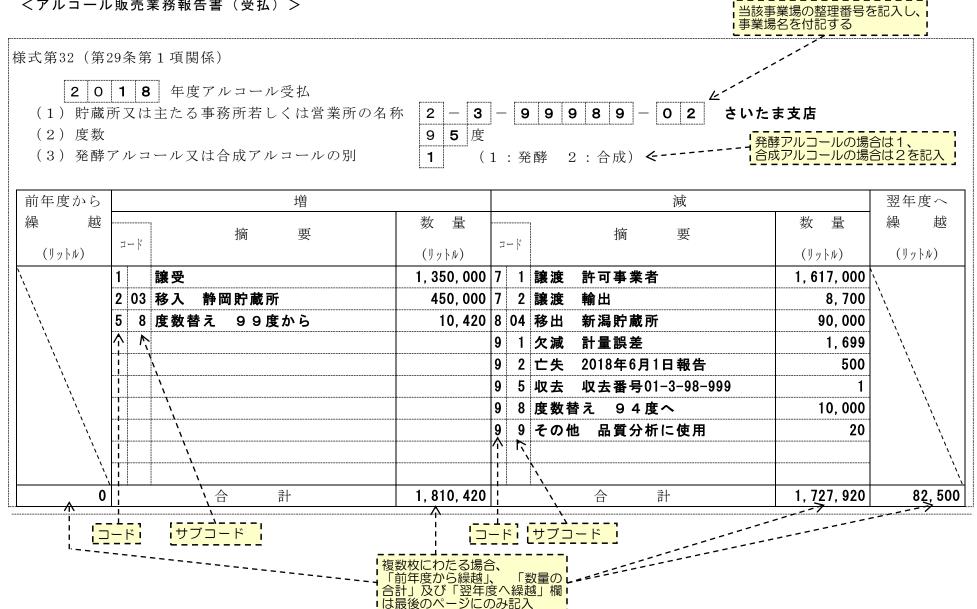
5 さいたま支店 99度発酵

「事業場」「アルコール度数」 「発酵又は合成の別」ごとに報 告書を提出し、提出する報告書 の一覧を記載する。 6 さいたま支店 95度合成

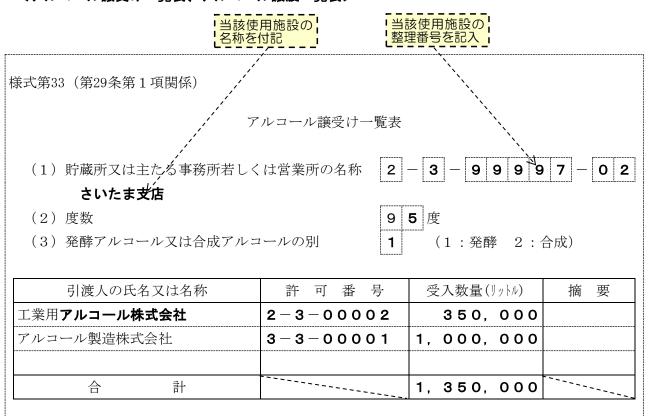
7 静岡貯蔵所 95度発酵

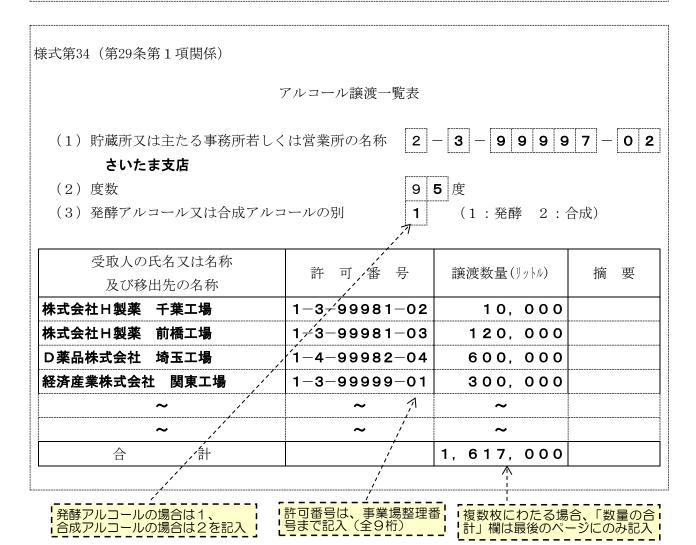
8 新潟貯蔵所 95度発酵

くアルコール販売業務報告書(受払)>

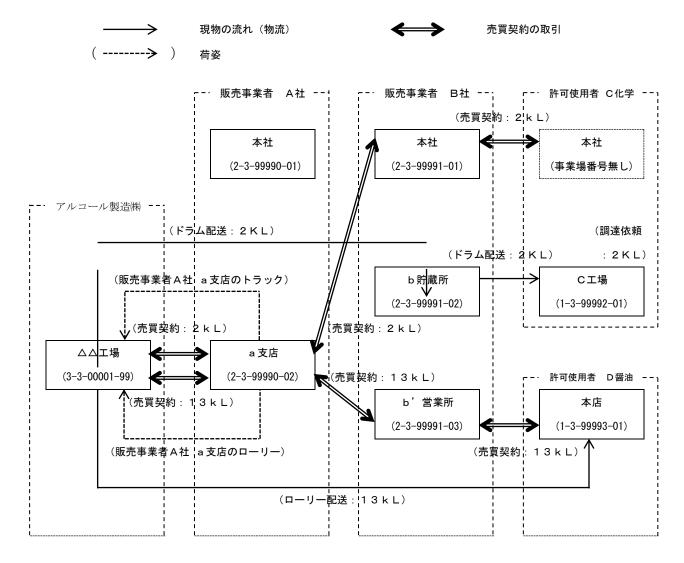


<アルコール譲受け一覧表、アルコール譲渡一覧表>





〇 販売事業者の具体的取引による帳簿記帳例及び定期報告書の作成例



<ケース1>

許可使用者であるC化学のC工場 (使用施設) は、C化学の本社 (主たる事務所) に対し、アルコール 2 k L の調達依頼をした。これに基づき、C化学の本社は、販売事業者であるB社からアルコールを購入することにした。

販売事業者であるB社の本社(主たる事務所)は、許可使用者であるC化学の本社から、95度発酵アルコールをドラム缶で2kLの注文を受けた。配送先はC化学のC工場。

注文を受けたB社の本社は、販売事業者A社のa支店(貯蔵所)に受注分を注文し、アルコールをb貯蔵所に配送してもらうよう依頼した。あわせて、b貯蔵所に対して、A社から配送されたアルコールをC工場に納品するよう指示した。

A社の a 支店は、B社の本社から注文を受けたアルコールをアルコール製造株式会社 \triangle 工場に引き取りに行き、B社の b 貯蔵所に配送した。

B社のb貯蔵所は、配送されたドラム缶2kLのアルコールをC化学のC工場へ納品した。

<ケース2>

同じくB社のb'営業所は、許可使用者であるD醤油店の本店(主たる事務所・使用施設)から、95度発酵アルコールをローリーで13kLの注文を受けた。

注文を受けたB社のb'営業所は、販売事業者A社のa支店(貯蔵所)に受注分を注文した。

B社の b '営業所は、D醤油店からの受注分をD醤油店に直接納品してもらうように A社の a 支店に依頼し、D醤油店に対して、13kLのアルコールが a 支店からD醤油店の 本店へ直接配送される旨を連絡した。

A社の a 支店は、B社の b '営業所から注文を受けたアルコールをアルコール製造株式会社 \triangle 工場に引き取りに行き、D醤油店に配送した。

<事業者の帳簿例>

○記載すべき事項:省令第28条第1号、第2号に定められた項目

【販売事業者A社】

・本社

アルコールの売買契約(取引)、搬出入に一切関わってないため記帳は必要なし。

• a 支店

種類・度数:発酵、95度

年月日	利	多 入		多 出	備考
	数量(L)	摘要	数量(L)	摘 要	
20XX. 4.11	15, 000	アルコール製造株式 会社			
		会社			
		3-3-99991			
20XX. 4.11			2,000	B社 b貯蔵所	
				2-3-99991-02	
20XX. 4.11			13,000	D醬油店 本店	
				1-3-99993-01	

a 支店にはアルコールは搬入されていないが、a 支店のトラック・ローリーを使用してアルコールの配送を行ったため、その移入・移出の事実について a 支店の帳簿に記載する。 (省令第28条の規定に該当する移出入が生ずるため)

【販売事業者B社】

• 本社

B社本社は、A社a支店及びC化学本社との売買契約を行っているが、現物のアルコールの搬出入(移出入)には関わっていないため記帳は必要なし。

(省令第28条に規定する各記載事項に該当する取引がないため。)

·b貯蔵所

種類・度数:発酵、95度

年月日		多 入	利	多出	備考
	数量(L)	摘要	数量(L)	摘 要	
20XX. 4.11	2,000	A社			
		2-3-99990			
20XX. 4.12			2,000	C化学 C工場	
				1-3-99992-01	

アルコールの移出入の事実について記帳(省令第28条の規定に該当する移出入が生ずるため)

· b'営業所

b'営業所は、A社a支店及びD醤油店との売買契約を行っているが、アルコールの搬出入(移出入)には関わっていないため記帳は必要なし。

(省令第28条に規定する各記載事項に該当する取引がないため。)

<事業者の定期報告書例>

【販売事業者A社】

アルコール販売業務報告書

本社

※A社本社では当該取引に関わっていないため、本社からの報告事項はない。

9 5 度

(1) 貯蔵所又は主たる事務所若しくは営業所の名称

2 - 3 - 9 9 9 9 0 - 0 2 **a 支店**

(2) 度数

(3) 発酵アルコール又は合成アルコールの別

1 (1:発酵 2:合成)

前年度から			増					減		翌年度へ
繰 越	 	摘	要	数量			摘	要	数量	繰 越
(リットル)	1	31.3		(リットル)	_	-	31.3		(リットル)	(リットル)
	1	譲受		15, 000	7	1	譲渡		15, 000	
										```.
0		合	計	15, 000			合	計	15, 000	0

[※] a 支店がアルコール売買契約を行ったアルコールについて、その譲受け、譲渡の事実について a 支店から報告を行う。

# アルコール譲受け一覧表

本社

a 支店

※A社本社では当該取引に関わっていないため、本社からの報告事項はない。

(1) 貯蔵所又は主たる事務所若しくは営業所の名称

 2
 3
 9
 9
 9
 9
 0
 0
 2

 9
 5
 度

(2) 度数

(3) 発酵アルコール又は合成アルコールの別

1 (1:発酵 2:合成)

	引渡人の氏名	召又は名称	許	可番	号	受入数量	(リットル)	摘	要
アルコ	ール製造株式	会社	 3 – 3 –	999	9 1	15,	000		
	合	計		·		15,	000	```	

# アルコール譲渡一覧表

本社

※A社本社では当該取引に関わっていないため、本社からの報告事項はない。

(1) 貯蔵所又は主たる事務所若しくは営業所の名称

2 - 3 - 9 9 9 9 0 - 0 2 **a 支店** 9 5 度

(2) 度数

(3) 発酵アルコール又は合成アルコールの別

1 (1:発酵 2:合成)

	受取人の氏名又は名称 及び移出先の名称	許可番号	譲渡数量(リットル)	摘要
B社	本社	1-3-99991-01	2, 000	
B社	b ['] 営業所	1-3-99991-03	13, 000	
	合 計		15, 000	

※それぞれ、売買契約を行った事業場の名称及び許可番号を記入する。

# 【販売事業者B社】

#### アルコール販売業務報告書

(1) 貯蔵所又は主たる事務所若しくは営業所の名称

9 5 度

2 - 3 - 9 9 9 9 1 - 0 1 本社

(2) 度数

(3) 発酵アルコール又は合成アルコールの別

1 (1:発酵 2:合成)

前年度から				増					減		翌年度へ
繰 越	ń	- К	摘	要	数量			摘	要	数量	繰 越
(リットル)	1	'	11.4		(リットル)		'	11/4		(リットル)	(リットル)
	1		譲受		2, 000	7	1	譲渡		2, 000	
											****
0			合	計	2, 000			合	計	2, 000	0

※B社本社でアルコールの売買契約を行ったため、その譲受け、譲渡の事実についてB社本 社から報告を行う。

# b貯蔵所

※b 貯蔵所ではアルコールの売買契約を行っていないため、b 貯蔵所からの報告事項は ない。

(1) 貯蔵所又は主たる事務所若しくは営業所の名称

2 - 3 - 9 9 9 1 - 0 3 b' 営業所

(2) 度数

(3) 発酵アルコール又は合成アルコールの別

9 5 度

1

(1:発酵 2:合成)

前年度から				増					減		翌年度へ
繰越		ード	摘	要	数量		K	摘	要	数量	繰越
(リットル)	-1	.— Г	111-1	<b>女</b>	(リットル)	_1	-r	111-1	女	(リットル)	(リットル)
	1		譲受		13, 000	7	1	譲渡		13, 000	
0		•	合	計	13, 000			合	計	13, 000	0

※b'営業所でアルコールの売買契約を行ったため、その譲受け、譲渡の事実について

b'営業所から報告を行う。

# アルコール譲受け一覧表

(2)	貯蔵所又は主たる事務所若しくは営業所の名称 度数 発酵アルコール又は合成アルコールの別	ļ	2 - 3 - 9 9 9 9 0 5 度 (1:発酵 2:f		:
	引渡人の氏名又は名称		許 可 番 号	受入数量(リットル)	摘 要
A社			2-3-99990	2, 000	
	合 計			2, 000	****
	r蔵所ではアルコールの譲受り する報告事項はない。	けに	係る契約を行っていない	<b>b貯</b> 値 ため、b 貯蔵所からの	
(2)	貯蔵所又は主たる事務所若しくは営業所の名称 度数 発酵アルコール又は合成アルコールの別	9	2 - 3 - 9 9 9 9 0 5 度 (1:発酵 2:分	k	営業所
	引渡人の氏名又は名称		許 可 番 号	受入数量(リットル)	摘要
A社			2-3-99990	13, 000	

合

計

13, 000

#### アルコール譲渡一覧表

 (1) 貯蔵所又は主たる事務所帯しくは営業所の名称
 2 - 3 - 9 9 9 1 - 0 1 本社

 (2) 度数
 9 5 度

 (3) 発酵アルコール又は合成アルコールの別
 1 (1:発酵 2:合成)

受取人の氏名又は名称 及び移出先の名称	許 可 番 号	譲渡数量(リットル)	摘 要
C化学株式会社 C工場	1-3-99992-01	2, 000	
合 計		2, 000	

※直接の売買契約はC化学の本社と行っているが、アルコールの配送先はC化学のC工場であるので、C工場を移出先として記載する。

(アルコールを許可使用者に譲渡した場合、移出先には、契約先ではなく配送先である使用施設を記載すること。)

# b貯蔵所

※ b 貯蔵所ではアルコールの譲渡に係る契約を行っていないため、b 貯蔵所からの譲渡に関する報告事項はない。

(1) 貯蔵所又は主たる事務所若しくは営業所の名称

2 - 3 - 9 9 9 9 1 - 0 3 **b' 営業所** 9 5 度

(2) 度数

(3) 発酵アルコール又は合成アルコールの別

**1** (1:発酵 2:合成)

受取人の氏名又は名称 及び移出先の名称	許 可 番 号	譲渡数量(リットル)	摘要
D醤油店 本店	1-3-99993-01	13,000	
合 計	`	13, 000	

# 資料 1

アルコール販売事業
許可申請マニュアル

# 目 次

Ι.	『アルコール販売事業許可申請書』の記載方法について	3 4
	『別表の上欄に掲げる設備の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類』 の作成について ····································	3 8
•	『営業所又は貯蔵所ごとの図面及び貯蔵設備その他の設備の配置図』 の作成について ····································	4 1
•	『所要資金の額及び調達方法を記載した書類』について	4 3
•	『申請者が法第5条各号に該当しないことを誓約する書面』について …	4 4
•	その他必要書類について	4 5
Ⅱ.	『アルコール販売事業許可事項変更許可申請書』の記載方法について・・・・	4 5
Ш.	『アルコール販売事業許可事項変更届出書』の記載方法について ・・・・・・	4 6

# I. 『アルコール販売事業許可申請書』の記載方法について

注1:営業所が2以上ある場合には、第1面の営業所に係る事項には「第2面に記載」と記載し、 営業所の全てについて第2面に記載してください。

また、貯蔵所が2以上ある場合にも同様に記載してください。

2:営業所が管理する貯蔵設備の所在地が、当該営業所の所在地と異なるときは、その貯蔵設備の所在地が同一敷地内であると判断できる場合、当該営業所の貯蔵設備として「貯蔵所」で申請できます。

同一敷地内とは、道路を隔てて営業所と貯蔵設備が設置されている等をいいます。

3:営業所が管理する貯蔵設備が複数ある場合は、1 貯蔵設備が同一敷地内にある場合、当該営業所の貯蔵設備とし、「貯蔵所」とします。それ以外の貯蔵設備については、1 貯蔵所ごとの申請とします。

### 1. 【営業所名称及び所在地】

「営業所」とは、アルコールの販売に係る契約・取引の指示等のみを行う事業場をいいます。 したがって、その「営業所」の名称と所在地を記載してください。

### 2. 【貯蔵所】

「貯蔵所」とは、アルコールの保管のための貯蔵設備、施設等を有する事業場であって、アルコールを販売、流通する等アルコールを直接取り扱う事業場をいいます。

(スポット的にでもアルコールが移入・移出される事業場は貯蔵所となります。)

注:申請者において名称が、「○○支店、○○営業所」である場合でも「貯蔵所」の要件であれば当該項目に記載することになります。

- ①名称及び所在地 貯蔵所の名称、所在地を記載してください。
- ②貯蔵設備の能力

貯蔵所のアルコールの貯蔵可能な容量の総計を記載してください。

#### ③貯蔵設備の構造

アルコール貯槽、危険物倉庫ごとに容量及び基数を記載してください。この際、危険物倉庫の容量は消防当局に提出済みのアルコール蔵置容量を記載してください。なお、アルコール貯蔵設備が複数である場合等で記載しきれない場合には、「貯蔵設備の容量及び基数一覧のとおり。」等と記載し、別葉としても差し支えありません。

### 3. 【事業開始の予定年月日】

アルコールの販売の取扱いを開始しようとする日を記載してください。

### 4. 【現に営んでいる他の事業】

アルコールの販売以外の事業を日本標準産業分類の4桁分類で記載してください。

### 5. 【登録免許税】

登録免許税法に基づき販売の許可に対して、9万円の登録免許税が課せられます。許可申請者は、銀行又は郵便局等に備え付けの納付書で現金(9万円)を納付し、その領収証書の正本を、許可証に添付される登録免許税納付届の裏面に貼付の上、許可日から1ヶ月以内に提出してください。なお、納税地は、許可申請者の所在地ではなく、申請先の各経済産業局の所在地となります。

様式第29 (第24条第1項関係)

(第1面)

**20XX**年 〇月 〇日

関東経済産業局長 殿

所轄地区の局名 (関東、近畿等) (郵便番号 100-8901 )

申請者 住所 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

電話番号 03 (3501) 1511

商号、名称又は氏名

経済販売株式会社

法人の代表者の住所及び氏名

役職名も記載

法定代理人の住所及び氏名、 商号又は名称

アルコール販売事業許可申請書

アルコール事業法第21条第1項に規定するアルコール販売事業の許可を受けたいので、同条第2項の規定により、次のとおり申請します。

主力	たる事務所の所在地	東京都千代田区霞が関1丁目3番1号		
営業	<b>美所の名称及び所在地</b>	)		
貯	名称及び所在地		─ 第2面に記載	
蔵	貯蔵設備の能力			
所	貯蔵設備の構造			
事業開始の予定年月日			O X X 年 4 月 1 日	
現に営んでいる他の事業			油卸売業 ♪	

- 備考 1 貯蔵所が 2以上ある場合には、第 1 面に掲げる事項を第 2 面に記載すること。記載しきれないときは、この様式の第 2 面の例により作成した書面に記載して添付すること。
  - 2 貯蔵設備の能力は、アルコールの貯蔵可能な容量の総計を記載する。
  - 3 貯蔵設備の構造は、別表の上欄に掲げる設備の種類に応じて、同表の中欄に掲げる事項を記載する。
  - 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

日本標準産業分類の 4桁分類で記載

(第2面)

営業所の名称及び所在地	本社 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号
営業所の名称及び所在地	
営業所の名称及び所在地	

貯	名称及び所在地	さいたま支店 埼玉県さいたま市上落合2-11
蔵	貯蔵設備の能力	250kL
所	貯蔵設備の構造	アルコール貯槽 100kL×2基 アルコール倉庫 50kL
貯	名称及び所在地	静岡貯蔵所 静岡県静岡市追手町9-50
蔵	貯蔵設備の能力	500kL
所	貯蔵設備の構造	アルコール貯槽 100kL×4基 アルコール倉庫 100kL
貯	名称及び所在地	新潟貯蔵所 新潟県新潟市八千代1-5-15
蔵	貯蔵設備の能力	160kL
所	貯蔵設備の構造	アルコール貯槽 130kL×1基 アルコール倉庫 30kL

# ・『別表の上欄に掲げる設備の種類に応じて同表の下欄に掲げる 書類』の作成について

販売事業の許可申請に際し必要となる書類は具体的には以下のとおりとなります。

### 1. アルコール貯蔵設備に係る構造図

アルコール貯槽又はアルコールを貯蔵するための危険物倉庫がある場合には、構造図の提出が必要です。なお、既に消防当局に提出済みの構造図がある場合には、そのコピーで差し支えありません。

### 2. 計測機器の名称、形式及び基数を示す書類

アルコールの数量管理のための基準として、施行規則においてはアルコールの受払のための 設備又はアルコール貯槽には、アルコールの数量を計測するための流量計又ははかり(アルコール貯槽の場合は液面計その他の計測器)を設けることを規定しています。

この書類には、これらアルコールの受払のための設備又はアルコール貯槽に設ける計測機器 の名称、形式及び基数を記載してください。

### 3. アルコール移送配管内の容積を計算した書類

アルコール受入設備からアルコール貯槽若しくはアルコール倉庫へのアルコール移送、又は アルコール貯槽若しくはアルコール倉庫からアルコール払出設備へのアルコール移送等、貯蔵 所内のアルコールの移送を配管を利用して行う場合には、当該配管内の容積を計算した書類が 必要となりますので、以下の計算式により計算した書類を提出してください。(配管内径が異 なる配管を複数利用するときは配管内径ごとに計算した書面としてください。なお、既に消防 当局に提出済みのものがある場合には、そのコピーで差し支えありません。)

計算式 = 配管内径の半径の2乗 × 3.14 × 長さ

例 使用する配管が、配管内径 40mm の配管を 30m、配管内径 30mm の配管を 20m である場合

配管内径 40 mm (リットル換算)

 $20 \text{mm} \times 20 \text{mm} \times 3.14 \times 30,000 \text{mm} \div 1,000,000 = 37.7$  y y > 1

配管内径 30 mm

合 計 51.8 リットル

五 アルコール移送配管	(二)アルコールの原料の計測機器四、計測機器	使用工程において用いる設備 を アルコール使用設備	(二)アルコール倉庫(屋外を含む。) ロ(一)アルコール貯槽 マニーアルコール貯蔵設備	(二) (二) (二) (二) (三) 酒母槽 (三) (四) 加熱炉 (五) (五) 反応器 (六) ガス分離槽 (七) 素留機 (七) 素留機 (七) 素の (七) 素の (七) 素の (七) 素の (五) (五) (五) (五) (五) (五) (五) (五)	設備の種類
		各設備の名称及び能力(容量等)	貯蔵可能な容量の総計容量及び基数	内径、段数、内部構造(泡鐘式等)及び基数容量及び基数容量及び基数容量及び基数容量及び基数容量及び基数。	記載すべき事項
配管内の容積を計算した書類	名称、形式及び基数を示す書類名称、形式及び基数を示す書類		構造図	構構構構構構構構造造図図図図図図図図図図図図図図図図図図図図図図図図図図図図	添付書類

### 別表の上欄に掲げる設備の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類のイメージ

(書類のイメージであり、省令別表の記載事項を充足している書類であれば、どのような書類でも結構です。)

### (別添)

さいたま支店

計測機器の名称、形式及び基数一覧

連番	計測機器の名称	形 式	数量	備考
1 2	(Aタンク) アルコール貯槽受入流量計 アルコール貯槽払出流量計	型式 C 3 2 4 - 2 3 2 5 型式 C 3 2 4 - 2 3 5 5	1 1	
1 2	(Bタンク) アルコール貯槽受入流量計 アルコール貯槽払出流量計	型式 C 3 2 4 - 2 3 2 5 型式 C 3 2 4 - 2 3 5 5	1 1	
	(充填場) アルコール充填設備流量計	型式 C 3 2 4 - 2 4 0 0	1	

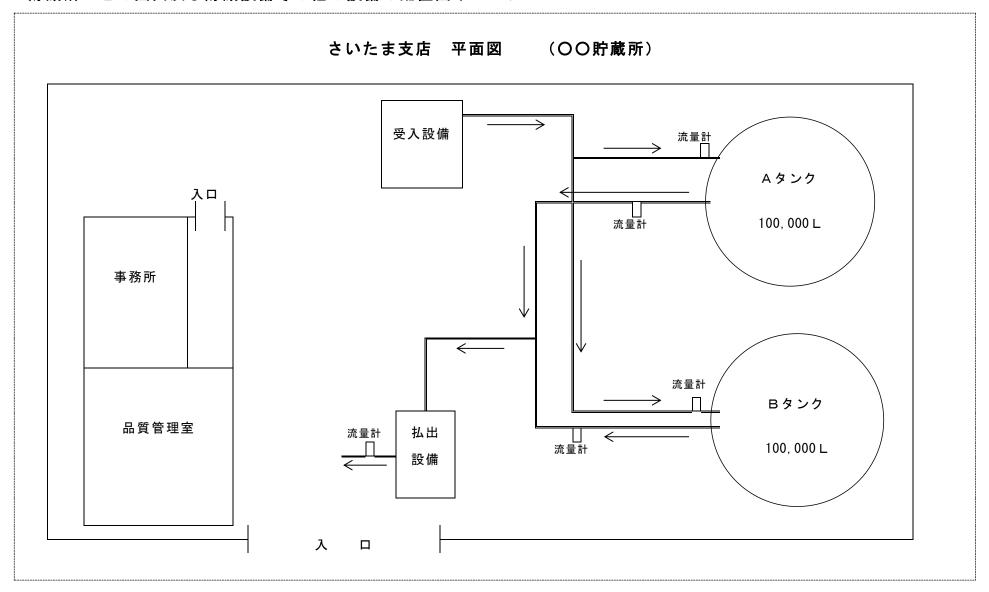
# ・ 『営業所又は貯蔵所ごとの図面及び貯蔵設備その他の設備の配置図』の作成について

1. 営業所又は貯蔵所ごとの図面及び貯蔵設備その他の設備の配置図とは、**具体的にはアルコール** の貯蔵設備、移送配管及び受払設備(受払の際の計測機器も含む。)並びに帳簿を備えている事務所等の位置を的確に把握することができる事業場全体の平面図のことです。

なお、既に消防当局に提出済みの書類がある場合には、そのコピーでも差し支えありません。

- 2. この書類は、当省の職員が法第40条に基づく立入検査を行うに当たって、アルコールの貯蔵 設備、受払設備等が貯蔵所(事業場)内の何処に配置されているかを事前に把握しておく必要が あることから提出を求めるものです。
- 3. したがって、作成に当たっては、①事業場全体の平面図となっているか、②アルコールの貯蔵 設備、移送配管、受払設備及び帳簿を備える事務所等の位置が明確になっているかという点につ き留意して作成してください。

貯蔵所ごとの図面及び貯蔵設備その他の設備の配置図イメージ



# 『所要資金の額及び調達方法を記載した書類』について

- ① 申請時において、卸売を業として営んでいる場合でアルコールの販売の事業を行うにあたり貯蔵設備等の新設又これらの補修(用途替)を行わずに事業として実施しようとする場合は、アルコールの購入資金及び販売業務に必要となる人件費等の費用は弊社売上○○円の一部を充当する予定。」旨を記載した書類でも結構です。
- ② なお、貯蔵設備等の新設又は既存設備の補修等を行いアルコールの販売を始める場合には、これら設備等の新設費用等を記載した書類(書類例)とします。また、この書類に替えて事業計画書を添付していただいても結構です。
- ③ この書類は、アルコールの販売事業を事業として継続的に行えるかどうか、また、販売事業者としての規模等を把握する書類として求めるものです。

### <書類例>

参考に例示するものであり、書式等は問いません。事業計画書と同様な書類でも結構です。

### 所要資金の額及び調達方法

(単位:百万円)

区	分		所要額	調	達	方	法	備考
設	備	費		売上 借入	- ' -	( <del>-</del>	部	タンクの新設他設備投資費用
アルコー	ール購力	人費			"			年間100kL購入・販売
原材	料	費			"			配送用ドラム缶等の購入費用
人	件	費		売上	資金			アルコール販売従事者の人件費(事務系)
そ	の	他		売上	資金			車両のリース、運送委託等費用
	計							

# ・『申請者が法第5条各号に該当しないことを誓約する書面』 について

記載例

誓 約 書

20××年××月××日

××経済産業局長 殿

申請者 ^(注3) 氏名又は名称 ××株式会社

代表者の住所及び氏名住所 ××都××区××丁目××代表取締役社長 ×× ××

業務を執行する役員の住所及び氏名 住所 ××都××区××丁目×× ××取締役 ×× ××

業務を執行する役員の住所及び氏名 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇〇取締役 〇〇 〇〇

当社  $^{(\pm 2)}$  は、アルコール事業法第 2 5条において準用するアルコール事業法第 5 条各号に該当しないものであることを誓約します。

- 注1. 法人(会社)の場合の誓約書記載例は上記のとおり。
  - 2. 個人の場合の誓約書は文面の一部を次のように置き換えてください。 当社は → 私は
  - 3. 申請者が未成年者である場合は、その法定代理人の氏名又は名称、住所を追加してください。
  - 4. 「業務を執行する役員」とは、株式会社の取締役、合名会社、合資会社の業務執行役員、合同会社の業務執行社員、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人の理事、法人格を有する組合の理事のうち、アルコールの販売の業務を担当する役員をいう。アルコールを販売する業務以外の業務も行う法人で、その取締役の担当分野がアルコールを販売する業務とは全く関係のない者は、ここでいう「業務を執行する役員」には該当しません。また、住所は役員の自宅住所を記入してください。
  - 5. 業務を執行する役員が複数名存在する場合は、誓約書にその全員について記載する必要があります(代表者以外の担当役員がいない場合は、記入の必要はありません)。

# その他必要書類について

1. 申請者が個人の場合においては、住民票

申請時の直近のものを添付してください(個人番号(マイナンバー)の記載不要)。

2. 申請者が法人の場合においては、その法人の定款又は寄付行為及び登記事項証明書(注)並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書

最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書は、これらが記載されている既存の書類で差し支 えありません。 (例えば、申請時直近の営業報告書、有価証券報告書等)

定款又は寄付行為及び登記事項証明書(注)についても、それぞれ申請時の直近のものを添付してください。

(注) アルコール事業法関係法令に基づき申請等の際に添付を求めている**登記事項証明書については**、令和5年10月1日以降、法務省の登記情報システムから登記事項証明書を取得することとするため、特に要請する場合を除き、添付は不要となりました。

# Ⅱ. 『アルコール販売事業許可事項変更許可申請書』の記載方法 について

- 注1. この変更許可申請書は、アルコールの貯蔵設備の能力を変更しようとする場合に必要となります。
  - 2. 提出は、事前に主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長あて提出してください。

#### 1【変更事項】

貯蔵設備の別に変更内容を記載してください。

#### <記載例>

タンクの更新による貯蔵能力の増加

タンク新設による能力の増加

タンク取壊しによる能力の減少

### 2. 【営業所又は貯蔵所の名称及び所在地】

- ① 貯蔵能力の変更による事業所は、貯蔵所での変更となりますので当該貯蔵所の名称及び所在地を記載することになります。なお、事業場整理番号を記載した場合には、所在地の記載を省略しても差し支えありません。
- ② 当該変更にかかる貯蔵所が複数ある場合には、その全ての貯蔵所を記載してください。
  - ※ 事業所整理番号:アルコール販売事業許可書に記載された営業所又は貯蔵所ごとの整理番号のことを指します。

### 3. 【変更前】及び【変更後】

- ① 変更前:変更する当該貯蔵所の申請現時点の能力を記載してください。
- ② 変更後:変更する当該貯蔵所の変更予定能力を記載してください。
- ③ 変更する貯蔵所が複数ある場合には、その貯蔵所ごとに記載することとします。

### 4. 【変更予定年月日】

設備等を変更し、実際に使用を開始しようとする年月日、または、新設、更新等の場合は、工事の完成予定年月日を記載してください。

変更する貯蔵所が複数ある場合には、最も早い日付で記載してください。

### 5. 【変更の理由】

変更することになった理由について、簡潔に記載してください。

#### <記載例>

タンクの老朽化によるため 販売取扱い量の増大によるタンクの増設

### 6. 【添付書類】

許可事項の変更に伴って、既に提出済みの申請書添付書類等に変更があるときは、当該変更するものの又は変更後のものの添付書類の添付が必要となります。

<新設に能力増の場合 例>

別表 (P39) の設備の種類に応じた添付書類

- 1. 新設する貯槽設備の構造図
- 2. 計測機器の名称、形式及び基数を示す書類
- 3. アルコール移送配管の配管内の容積を計算した書類
- 4. 貯蔵所の図面及び貯蔵設備その他の設備配置図

# Ⅲ. 『アルコール販売事業許可事項変更届出書』の記載方法について

注:1.この変更届出書は、以下に挙げる事項を変更する場合に必要となります。

- ①商号、名称又は氏名及び住所
- ②代表者の氏名及び住所(申請者が法人の場合)
- ③法定代理人(当該事業に対し代理権を有する者に限る)の氏名、商号又は名称及び住所 (申請者が未成年者の場合)
- ④③の法定代理人が法人である場合の代表者の氏名及び住所
- ⑤主たる事務所の所在地並びに営業所及び貯蔵所の所在地(移転の場合は、旧貯蔵所にアルコールの在庫がない場合であって、アルコールの貯蔵能力の変更を伴わないものに限る)

- ⑥事業開始の予定年月日
- (7)現に営んでいる他の事業の種類
- ⑧貯蔵所ごとの設備の能力及び構造並びに計測機器及び移送配管(アルコールの貯蔵能力の変更を伴わないものに限る)
- 2. 提出のタイミングは、⑤及び⑥の変更の場合には事前に、その他の変更の場合には実際に変更した後遅滞なく、主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長あて提出してください。

#### 1. 【変更事項】

変更の内容を簡潔に記載してください。

記載例

商号を変更する場合には、「商号の変更」

主たる事務所の所在地を変更する場合には、「主たる事務所の所在地変更」

### 2. 【営業所又は貯蔵所の名称及び所在地】

- ①営業所又は貯蔵所の名称及び所在地を記載することとなりますが、事業場整理番号を記載した場合には所在地の記載を省略しても差し支えありません。
- ②営業所又は貯蔵所が複数ある場合には、当該変更を行う営業所又は貯蔵所の全てについて記載してください。

### 3. 【変更前】及び【変更後】

変更する事項の変更前と変更後をそれぞれ記載してください。

### 4. 【変更(予定)年月日】

変更した、又は変更しようとする年月日を記載してください。

### 5. 【変更理由】

変更することとなった理由について、簡潔に記載してください。

#### 6. 【添付書類】

- ①商号、名称又は氏名及び住所
  - … 届出者が個人である場合は「住民票(個人番号(マイナンバー)の記載不要)」、 法人である場合は「登記事項証明書(注)」
- ②代表者の氏名及び住所(法人の場合のみ必要。)
  - ⋯ 「登記事項証明書(注)」
- ③法定代理人(当該事業に対し代理権を有する者に限る)の氏名、商号又は名称及び住所
  - … 法定代理人が個人である場合に当該法定代理人の「**住民票(個人番号(マイ** ナンバー)の記載不要)」
- ④③の法定代理人が法人である場合の代表者の氏名及び住所
  - … 法人である法定代理人の代表者の「**住民票(個人番号(マイナンバー)の記載不要)**」
- ⑤貯蔵設備の変更(貯蔵能力に変更がないもの)及び計測機器、移送配管の変更
  - … 貯蔵設備の構造図(変更後のもの)、計測機器の名称、形式及び基数を示す

書類(変更後のもの)、配管内の容積を計算した書面(変更後のもの)。

(注) アルコール事業法関係法令に基づき申請等の際に添付を求めている**登記事項証明書については**、令和5年10月1日以降、法務省の登記情報システムから登記事項証明書を取得することとするため、**特に要請する場合を除き、添付は不要となりました。** 

# 販売事業者の手続き一覧表

アルコール事業法の下で販売事業者となったものが行うべき諸手続きに必要となる書類、タイミング、 提出先は以下のとおりです。なお、経済産業局長から許可に際して付された個々の条件にかかる手続き についてはこの限りでありません。

事項	必要な書類等	提出時期	提出先
<アルコールの販売事	アルコール販売事業許可申請書	事前の申請	主事務所の経済
<アルコールの販売事業>	アルコール販売事業許可申請書 ※添付書類 ・設備等の構造図(図面) ・計測機器の名称等の書類 ・移送配管内の容積計算書 ・事業場全体の平面図 ・誓約書 ・住民票(個人の場合(個人番号(マイナンバー)の記載不要)) ・定款又は寄付行為及び登記事項 証明書(注)並びに最近の財産 目録、貸借対照表、損益計算書 (法人の場合) ・所要資金の額及び調達方法を記載した書面 登録免許税納付届 ※添付書類 ・9万円の領収証書を裏面に貼付	事前の申請 許可の日から 1ヶ月以内	主事務所の経済産業局長
<許可事項の変更> ○貯蔵能力の変更  ○商号、名称又は氏名及び 住所の変更	アルコール販売事業許可事項変更許可申請書 ※添付書類 ・変更に係る 貯蔵設備の構造図(図面) 計測機器の名称等の書類 移送配管内の容積計算書 事業場全体の平面図	事前の申請事後遅滞なく	主事務所の経済産業局長

事項	必要な書類等	提出時期	提出先
○代表者の氏名及び住所の	アルコール販売事業許可事項変更届	事後遅滞なく	主事務所の経済
変更	出書 ※添付書類 ・住民票(個人の場合(個人番号(マイナンバー)の記載不要)) ・登記事項証明書(注)(法人の場合)		産業局長
<ul><li>○法定代理人の氏名、商号 又は名称及び住所の変更</li></ul>	アルコール販売事業許可事項変更届 出書 ※添付書類 住民票(個人番号(マ イナンバー)の記載不要)	II	IJ.
	アルコール販売事業許可事項変更届 出書 ※添付書類 住民票(個人番号(マ イナンバー)の記載不要)	"	"
	アルコール販売事業許可事項変更届出書	事前の届出	JJ
○事業開始の予定年月日	アルコール販売事業許可事項変更届出書	II	,,,
○現に営んでいる他の事業 の種類	アルコール販売事業許可事項変更届 出書	事後遅滞なく	"
○設備の構造の変更(貯蔵 能力の変更を伴わない 変更)	アルコール販売事業許可事項変更届 出書 ※添付書類 ・貯蔵設備の構造図	II	II
<ul><li>○計測機器及び移送配管の変更</li></ul>	アルコール販売事業許可事項変更届 出書 ※添付書類 ・計測機器の名称等の書類 ・移送配管内の容積計算書	II	II
<定期の報告>	アルコール販売業務報告書 ※添付書類 ・アルコール譲受け一覧表 ・アルコール譲渡一覧表	毎年、5月末日まで	主事務所の経済 産業局長

事項	必要な書類等	提出時期	提出先
<亡失・盗難の報告>	亡失(盗難)報告書	直ちに	当該場所の経済 産業局長
<廃棄の届出>	アルコール廃棄処分届出書	事前の届出	当該場所の経済 産業局長
<必要な行為の継続の 申請>	アルコール譲渡継続申請書 ※添付書類 ・戸籍謄本(相続人が欠格条項に 該当した場合のみ)	事前の申請	主事務所の経済 産業局長
<事業の承継の届出>	アルコール販売事業番組書 ※添付書類 ○事業の全部譲渡により継続した場合 ・変の会のであまであまであまりのである場合 ・変のをである場合 ・アルコール販売事業者選定証明 書 ・戸籍謄本 ・誓約書 ・変のを引きないのである場合 ・アルコール販売事業者相続証明 書 ・戸籍謄本 ・誓約書 ・質約書 ・音が書 ○合併により承継した法人である場合 ・ きが書 ○合けにより承継した法人である場合 ・ を持れるの登記事項証明書 ・ を持れてある場合 ・ を持れてある。 ・ を表れている。 ・ を表れにより、 ・ を表	事後遅滞なく	主事務所の経済産業局長
<廃止の報告>	アルコール販売事業廃止届出書 ※添付書類 ・廃止の日までにおける「アルコール販売業務報告書」 ・廃止の日までにおける「アルコール譲受け一覧表」 ・廃止の日までにおける「アルコール譲受け一覧表」 ・廃止の日までにおける「アルコール譲渡一覧表」	廃止後遅滞なく	主事務所の経済 産業局長

#### 注:提出先欄について

- ○「主事務所の経済産業局長」とは、申請者(届出者)の主たる事務所の所在地を管轄する経済 産業局長のことです。
- ○「当該場所の経済産業局長」とは、亡失・盗難の発生した場所を管轄する経済産業局長のことです。
- ○「当該場所の経済産業局長」とは、申請者(届出者)の該当販売場又は貯蔵所を管轄する経済 産業局長のことです。
- (注) アルコール事業法関係法令に基づき申請等の際に添付を求めている**登記事項証明書については**、令和5年10月1日以降、法務省の登記情報システムから登記事項証明書を取得することとするため、**特に要請する場合を除き、添付は不要となりました。**

## 申請及び届出書様式(主なもの)

- 〇施行規則様式第29 アルコール販売事業許可申請書
- 〇施行規則様式第39 アルコール販売事業許可事項変更許可申請書
- 〇施行規則様式第40 アルコール販売事業許可事項変更届出書
- 〇施行規則様式第32 アルコール販売業務報告書
- 〇施行規則様式第33 アルコール譲受け一覧表
- 〇施行規則様式第34 アルコール譲渡一覧表
- 〇施行規則様式第35 アルコール販売事業承継届出書
- 〇施行規則様式第41 亡失(盗難)報告書
- 〇アルコール廃棄処分届出書
- 〇施行規則様式第42 アルコール販売事業廃止届出書
  - (参考) 販売事業者業務報告書摘要コード

様式第 29	(第24条第1項関係)	

(第1面) 年 月 日

経済産業局長 殿

(郵便番号 )

申請者 住所

電話番号 ( )

商号、名称又は氏名

法人の代表者の住所及び氏名

法定代理人の住所及び氏名、 商号又は名称

#### アルコール販売事業許可申請書

アルコール事業法第21条第1項に規定するアルコール販売事業の許可を受けたいので、同条第2項の規定により、次のとおり申請します。

主力	こる事務所の所在地	
営業	美所の名称及び所在地	
H- <del>1,</del>	名称及び所在地	
貯蔵所	貯蔵設備の能力	
	貯蔵設備の構造	
事業開始の予定年月日		
現に営んでいる他の事業		

- 備考 1 貯蔵所が2以上ある場合には、第1面に掲げる事項を第2面に記載すること。記載しきれないときは、この様式の第2面の例により作成した書面に記載して添付すること。
  - 2 貯蔵設備の能力は、アルコールの貯蔵可能な容量の総計を記載する。
  - 3 貯蔵設備の構造は、別表の上欄に掲げる設備の種類に応じて、同表の中欄に掲げる事項を記載する。
  - 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(第2面)

営	業所の名称及び所在地	
営	業所の名称及び所在地	
営	業所の名称及び所在地	
貯	名称及び所在地	
蔵	貯蔵設備の能力	
所	貯蔵設備の構造	
貯	名称及び所在地	
蔵	貯蔵設備の能力	
所	貯蔵設備の構造	
貯	名称及び所在地	
蔵	貯蔵設備の能力	
所	貯蔵設備の構造	

様式第	39	(第30	条関	(係)								
										年	月	E
ή	<b></b> 企 分	産業局	技	殿		申請者	住所	(郵便番号		)		
							商号、	電話番号 名称又は氏名	(	)		
								可番号 への代表者の住所	及び氏	名		)
							法定	<b>ご</b> 代理人の住所及	.び氏名	`		

# アルコール販売事業許可事項変更許可申請書

商号又は名称

アルコール事業法第25条において準用する同法第8条第1項の規定により変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

変		更		事		項						
営業所又は貯蔵所の名称及 び所在地												
変			更			前						
変			更			後						
変	更	予	定	年	月	日						
変	更	í ~	の	Į	里	田						

経済産業局長 殿

年 月 日

)

(郵便番号 )

届出者 住所

電話番号 ( ) 商号、名称又は氏名

(許可番号 法人の代表者の住所及び氏名

法定代理人の住所及び氏名、 商号又は名称

### アルコール販売事業許可事項変更届出書

アルコール事業法第25条において準用する同第8条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

変	更	]	事	項	
営業所又は貯蔵所の名称及 び所在地				<b>弥及</b>	
変		更		前	
変		更		後	
変更	( 予	定)	年月	月日	
変	更	0	理	由	

様式第 32 (第 29 条第 1 項関係)

経	涾	産	丵	局	长	殿
//\	11	/-	$\sim$	/ 11	11	

	2 0	[]年 [	月 [	日
_	)			
(	)			
ŕ	電話番号 (	(郵便番号 - ) f 電話番号 ( )	(郵便番号 - ) 電話番号 ( )	(郵便番号 - ) f 電話番号 ( )

(許可番号2----法人の代表者の住所及び氏名

法定代理人の住所及び氏名、 商号又は名称

アルコール販売業務報告書

アルコール事業法第25条において準用する同法第9条第2項の規定により、次のとおり報告します。

20 年度アルコール受払

## 様式第 32 (第 29 条第 1 項関係)

1.	20 年度製品アルコール受払								
(1	)貯蔵所又は主たる事務所若しくは営業所の名称	2	-		- [			- [	
(2	)度数	9		度					
(3	)発酵アルコール又は合成アルコールの別			(1	: 発酵	2:	合成)		

前年度から		増			減						
繰 越 (リットル)	コード	摘  要	数 量 (リットル)	コード	摘   要	数 量 (リットル)	繰 越 (リットル)				
		合 計			合 計						

### アルコール譲受け一覧表

(1) 貯蔵所又は主たる事務所若しくは営業所の名称	2
<ul><li>(2) 度数</li><li>(3) 発酵アルコール又は合成アルコールの別</li></ul>	9 度 (1:発酵 2:合成)

	譲渡数量(リットル)	摘要
合 計		

### アルコール譲渡一覧表

(1) 貯蔵所又は主たる事務所若しくは営業所の名称	2
(2) 度数 (3) 発酵アルコール又は合成アルコールの別	9 度 (1:発酵 2:合成)

受取人の氏名又は名称 及 び 移 出 先 の 名 称	許 可 番 号	譲渡数量(リットル)	摘要
合 計			

経済産業局長 殿

年 月 日

(郵便番号 )

届出者 住所

電話番号() 商号、名称又は氏名

法人の代表者の住所及び氏名

法定代理人の住所及び氏名、 商号又は名称

### アルコール販売事業承継届出書

アルコール販売事業者の地位を承継しましたので、アルコール事業法第25条において準用する 同法第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

	<del>-</del>
承継年月日	
被 承 継 者 の 住 所 及 び 商 号 、 名 称 又 は 氏 名	
被承継者が法人にあっては、 その代表者の住所及び氏名	
被承継者の許可年月日 及 び 許 可 番 号	
承継者の許可年月日 及 び 許 可 番 号	
承 継 の 原 因	

様式第 41 (第 30 条関係	)						
<b>奴汝</b> 卒类已旨 即					年	月	日
経済産業局長 殿	報告者	住所	(郵便番号		)		
		商号	電話番号 、名称又は氏名	(	)		
			可番号 人の代表者の住所	斤及び氏	· · · · ·		)

法定代理人の住所及び氏名、 商号又は名称

### 亡失(盗難)報告書

亡失(盗難)について、アルコール事業法第25条において準用する同法第9条第3項の規定により、 次のとおり報告します。

アルコールの度数、発酵ア ルコール又は合成アルコー ルの別及び数量	
事実の生じた日時及び場所	
事実の生じた当時における 管理の状況	
原因	
事実を知った日	
事実を知った後に採られた 措置	

経済産業局長	殿					+	刀	Н
在仍在未历及	I/SX	届出者	住所	(郵便番号		)		
			商号、	電話番号 名称又は氏名	(	)		
				「番号 、の代表者の住所 <i>」</i>	及び氏	名		)
				ご代理人の住所及で プロス	び氏名	`		

# アルコール廃棄処分届出書

アルコールを廃棄処分したいので、許可の条件により、次のとおり届け出ます。

アルコールを廃棄しようと する営業所又は貯蔵所の名 称及び整理番号	
廃棄処分するアルコールの 度数及び発酵アルコール又 は合成アルコールの別	
廃棄処分するアルコールの 数量	
廃棄処分する予定年月日	
廃棄処分する理由	
廃 乗 処 分 の 方 法	

様式第 42 (第 30 条関係)

経済産業局長 殿

年 月 日

(郵便番号 )

届出者 住所

電話番号 ( ) 商号、名称又は氏名

法人の代表者の住所及び氏名

法定代理人の住所及び氏名、 商号又は名称

### アルコール販売事業廃止届出書

アルコール販売事業を廃止しましたので、アルコール事業法第20条において準用する同法第11条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業を廃止した年月日	
許可年月日及び許可番号	
事業を廃止した理由	

- 備考 1 当該年度の廃止の日までにおける様式第32による報告書並びに様式第33及び様式第34による一覧表を添えること。また、この届出書を提出する時点において廃止の日を含む年度の前年度に係る第29条の規定による定期の報告を終えていない場合には、当該報告も併せて行うこと。
  - 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

# (参考) 販売事業者業務報告書摘要コード

# 発酵アルコール又は合成アルコールの別コード

コード				
1	発	酵		
2	合	成		

# 増加コード

摘	要コード	サブコード		
1	譲受		なし	
2	移入		事業場整理番号(2桁)を記載	
5	雑受	1	計量誤差増	
		8	度数替え	
		9	その他増	

# 減少コード

	1				
摘	要コー	ド	サブコード		
7	譲	渡	1	許可事業者	
			2	輸出	
8	移	出		事業場整理番号(2桁)を記載	
9	雑	払	1	欠減	
			2	亡失	
			3	盗 難	
			4	廃棄	
			5	収去	
			8	度数替え	
			9	その他	

# アルコール販売事業の手引き (第12版)

令和5年10月1日

経済産業省製造産業局素材産業課アルコール室

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号 電話 03-3580-5651

FAX 03-3580-6348

## 【お問い合わせ窓口】

## 〇 経済産業局等

### ◇北海道経済産業局 産業部産業振興課アルコール室

〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2丁目1-1 (札幌第1合同庁舎内) TEL 011(709)1797 FAX 011(709)2566 e-mail bzl-hokkaido-alcohol@meti.go.jp

### ◇東北経済産業局 産業部産業振興課アルコール室

〒980-8403 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1

TEL 022(221)4909 FAX 022(215)9463 e-mail <u>bzl-toho-alcohol@meti.go.jp</u>

### ◇関東経済産業局 産業部産業振興課アルコール室

〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 (さいたま新都心合同庁舎1号館内)

TEL 048(600)0399 FAX 048(601)1296 e-mail bzl-kanto-arukoru@meti.go.jp

### ◇中部経済産業局 産業部産業振興課アルコール室

〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2

TEL 052(951)2785 FAX 052(951)0977 e-mail <u>bzl-chb-alcohol@meti.go.jp</u>

### ◇近畿経済産業局 産業部産業課アルコール室

〒540-8535 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 (大阪合同庁舎1号館内) TEL 06(6966)6029 FAX 06(6966)6086 e-mail bzl-kansai-arukoru@meti.go.jp

### ◇中国経済産業局 産業部産業振興課アルコール室

〒730-8531 広島県広島市中区上八丁堀6-30 (広島合同庁舎2号館内) TEL 082(224)5681 FAX 082(224)5642 e-mail bzl-chugoku-alc@meti.go.jp

#### ◇四国経済産業局 産業部産業振興課アルコール室

〒760-8512 香川県高松市サンポート3番33号(高松サンポート合同庁舎北館内) TEL 087(811)8528 FAX 087(811)8556 e-mail bzl-shikoku-alcohol@meti.go.jp

#### ◇九州経済産業局 産業部産業課アルコール室

〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1 (福岡合同庁舎内)
TEL 092(482)5483 FAX 092(482)5388 e-mail bzl-kyushu-alcohol@meti.go.jp

#### ◇内閣府沖縄総合事務局経済産業部環境資源課アルコール係

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 (那覇第2地方合同庁舎2号館内) TEL 098(866)1757 FAX 098(860)3710 e-mail <u>bzl-oki-alcohol@meti.go.jp</u>